

政令第 号

日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第二十七条第十四項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国有鉄道改革法等施行法の施行に伴う経過措置等に関する政令（昭和六十二年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項前段を次のように改める。

承継法人（施行法第二十一条第二項の承認を受けた計画に従い当該経営の分離に係る一般自動車運送事業に相当する一般旅客自動車運送事業（以下「一般旅客自動車運送事業」という。）を経営する株式会社を含む。）が次の表の上欄に掲げる法律の規定により同表の中欄に掲げる者から無償で貸付けを受けている土地に存する当該承継法人の事業の用に供していた固定資産と同欄に掲げる者の有する固定資産との交換が同表の下欄に掲げる法律の規定により行われた場合には、当該承継法人がその交換により取得した固定資産は、法人税法第四十二条第二項に規定する固定資産とみなして同条の規定を適用する。

第七条第二項に次の表を加える。

<p>債務等処理法第二十五条</p>	<p>債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の施行法第三十一条</p>	<p>清算事業団</p>
<p>輸施設整備支援機構</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	<p>機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団</p>
<p>債務等処理法第十三条第一項第三号</p>	<p>債務等処理法第十三条第一項第三号</p>	<p>清算事業団法第二十六条第一項第三号</p>

附則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

日本国有鉄道の承継法人が交換により取得する固定資産に対する法人税法の適用に関し特例措置を講ずる必要があるからである。